

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 7 月 19 日

パナソニック株式会社

2021年7月19日

## 吸収分割に係る事前開示事項

大阪府門真市大字門真 1006 番地  
パナソニック株式会社  
代表取締役社長執行役員 楠見 雄規

当社は、2021年5月31日付でパナソニック オートモーティブシステムズ株式会社（以下「本承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が営む本吸収分割契約書に定める事業に関して当社が有する権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

本吸収分割契約書の内容は、別添1のとおりです。

2. 本吸収分割の対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本吸収分割に際し、本承継会社は新たに普通株式1株を発行し、その全てを当社に対して割当交付いたします。

当社が本吸収分割に際して交付される株式の数につきましては、当社が本承継会社の発行済株式の全部を所有しており、かつ、本吸収分割に際して本承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されるところ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により変動する本承継会社の資本金及び準備金の額については、本吸収分割後における本承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って決定するものであり、相当であると判断いたしました。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

吸収分割承継会社である本承継会社の最終事業年度（2021年2月25日～2021年3月31日）に係る計算書類等は別添2のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当すべき事項はございません。

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当すべき事項はございません。

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

- 1) 当社は、2021年4月23日の取締役会において、Blue Yonder Holding, Inc.（以下「Blue Yonder」といいます。）の80%分の株式追加取得を行い、同社を完全子会社化することを決定しました。また、同社並びに同社の実質的な株主であるBlackstone Group Inc.及びNew Mountain Capitalとの間で最終合意に至りました。これにより、当社がすでに保有する20%の株式投資と合わせ全株式を取得することになります。

本件取引により、当社は、世界トップクラスのサプライチェーン・ソフトウェアの専門企業であるBlue Yonderから、AI（人工知能）、ML（機械学習）の最新技術や、サプライチェーンのパッケージソフトウェアビジネス、リカーリングビジネスのノウハウを獲得し、「現場プロセス事業」の進化をより一層加速させます。加えて、自社のサプライチェーンにおけるオペレーション力強化（コスト競争力の向上等）を図るとともに、アジャイル（俊敏）な企業文化を取り入れ、融合することにより、自社の変革を加速していきます。

なお、株式の追加取得額は56億米ドル、有利子負債の返済を含む買収総額は71億米ドルを見込んでおり、当社と当社の米国子会社が株式を取得する予定です。

- 2) 当社は、2021年5月31日付で、それぞれ次の①から⑧までに掲げる吸収分割契約を締結しました。なお、各吸収分割の効力発生日は、2022年4月1日を予定しています。

- ① パナソニック分割準備株式会社（2022年4月1日付でパナソニック株式会社に変更予定。以下「新パナソニック」といいます。）との間の、パナソニックが営むホームアプライアンス事業、中国・北東アジア事業、空質空調事業、食品流通事業及び電気設備事業に関する権利義務を新パナソニックに承継させる旨の吸収分割契約

- ② パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社との間の、当社が営むスマートライフネットワーク (AVC) 事業に関する権利義務をパナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ③ パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社との間の、当社が営むハウジング事業に関する権利義務をパナソニック ハウジングソリューションズ株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ④ パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社との間の、当社が営むコネクティッドソリューションズ事業に関する権利義務をパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑤ パナソニック インダストリー株式会社との間の、当社が営むデバイス事業に関する権利義務をパナソニック インダストリー株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑥ パナソニック エナジー株式会社との間の、当社が営むエナジー事業に関する権利義務をパナソニック エナジー株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑦ パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社との間の、当社が営むプロフェッショナルビジネスサポート事業に関する権利義務をパナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑧ パナソニック スポーツ株式会社との間の、当社が営むスポーツマネジメント事業に関する権利義務をパナソニック スポーツ株式会社に承継させる旨の吸収分割契約

3) 当社は、2021年6月11日付で、複数の取引銀行と、期間を3年間とする総額6,000億円のコミットメントライン契約を締結しました。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社が当社から承継する債務の履行の見込みについて

本吸収分割後の本承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれま

す。

また、本吸収分割後の本承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、本承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における本承継会社の債務については、その履行の見込みがあると判断しております。

以上

別添1

印紙貼付欄

# 吸収分割契約書

甲：パナソニック株式会社

乙：パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社

契約締結日：2021年5月31日

## 吸収分割契約書

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びパナソニック オートモーティブシステムズ株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める甲の事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（本吸収分割）

本契約の規定に従って、甲は、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、甲が営む次に掲げる事業（以下「本事業」という。なお、本効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）までに甲の組織内再編が行われる場合、次に記載される各組織は、当該組織内再編後の後継部門と読み替える。）に関して甲が有する第 3 条第 1 項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

オートモーティブ社が営む事業（車載電池事業管理室及びエネルギー事業に主として付随し又は関連する事業を除く。）及びこれに主として付随し又は関連する事業（プロフェッショナルビジネスサポート部門グローバル調達社車載調達センター及びデバイス集中契約センターLCD契約部機能液晶課が営む事業を含む。）

### 第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### （甲）吸収分割会社

商号： パナソニック株式会社（但し、本効力発生日付で「パナソニック ホールディングス株式会社」に商号を変更予定。）

住所： 大阪府門真市大字門真 1 0 0 6 番地

#### （乙）吸収分割承継会社

商号： パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社

住所： 神奈川県横浜市都筑区池辺町 4 2 6 1 番地

### 第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 第 1 条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に記載されたものについては、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第 759 条第 2 項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対し

てその負担の全額について求償することができる。

#### **第4条（本吸収分割の対価）**

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式1株を甲に対して交付する。

#### **第5条（乙の資本金及び準備金の額）**

本吸収分割により変動する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って乙が別途定める。

#### **第6条（効力発生日）**

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

#### **第7条（競業禁止義務）**

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

#### **第8条（本吸収分割の承認）**

1. 甲は、会社法第784条第2項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。なお、同項における甲の総資産額の基準日は、2021年6月30日とする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

#### **第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）**

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本吸収分割の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第10条（本契約の効力）**

本契約は、第8条に定める機関決定が本効力発生日の前日までに得られないとき、又は必要な関係官庁の承認が本効力発生日の前日までに得られないときは、その効力を失う。

#### **第 11 条（準拠法及び管轄）**

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 12 条（協議事項）**

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙誠実に協議の上これを解決する。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、甲が原本を乙はその写しを保有する。

2021年5月31日

甲：パナソニック株式会社

代表取締役社長 津賀 一宏 ⑩

2021年5月31日

乙：パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社

代表取締役 永易 正吏 印

## 承継対象権利義務明細表

本効力発生日において乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日の直前（以下「基準時」という。）における次に定める権利義務とする。

### 1. 資産

本事業に属する一切の資産（知的財産権については下記2.において定める。）。但し、次に掲げる資産を除く。

- (1) 全ての土地（土地を目的とする信託受益権を含む。）
- (2) 共通活用可能な基幹・複合拠点として以下に掲げる建物（建物を目的とする信託受益権を含む。）及びその用に供する設備等（本事業に属するものを除く。）
  - ・ 大阪府門真市及び守口市の甲の本社地区、ライフソリューションズ社大阪（門真）地区及びインダストリアルソリューションズ社本社地区（以下「本社・西門真地区」と総称する。）所在の建物（専ら研究開発の用に供する建物を除く。）
  - ・ 横浜市都筑区佐江戸町所在の建物（専ら研究開発の用に供する建物を除く。）
  - ・ 東京都港区所在のパナソニック東京汐留ビル
- (3) 海外法人及び国内法人の株式又は持分。但し、本号にかかわらず、次に掲げる法人の株式は、承継対象とする。なお、当該株式を本吸収分割により乙に承継することに関し、当該法人の他の株主の同意を要する場合であって、基準時時点においてかかる同意を取得できる見込みがなく、かつ、当該株式を乙に承継させることにより甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するときには、当該株式を承継対象権利義務から除外する。

播磨三洋工業株式会社

### 2. 知的財産権

本事業に属する著作権等の知的財産権。但し、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）はいずれも乙に承継されない。

### 3. 債務・負債

本事業に属する一切の債務及び負債

### 4. 契約（労働契約を除く。）

甲を当事者として締結された本事業に属する一切の契約（当該契約の変更・更新合意そ

の他これに付随する契約を含み、労働契約を除く。また、調達取引その他これに類する取引に関する契約については、本事業に関する契約とし、そのうち本事業以外の事業にも関連する契約については、本事業に関連する部分に限る。)並びにそれらの契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次に掲げる契約及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。また、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位若しくは当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られず、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が基準時時点において履行できる見込みがない場合であって、かつ、当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するときには、承継対象権利義務から除外する。

(1) 産業財産権に関する契約

(i)甲が有し、又は将来取得する見込みの産業財産権の手続、譲渡又はライセンスを主たる目的とする契約、(ii)第三者が有し、又は将来取得する見込みの産業財産権の譲受又はライセンスを主たる目的とする契約、及び、(iii)前記以外の契約であって、本事業に係る甲の組織又は子会社以外の甲の組織又は子会社に管理籍が設定された産業財産権の譲渡又はライセンスを含む契約(当該契約上の地位等を乙に承継しないことによって、甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するものは除く。)。但し、(i)から(iii)のいずれについても、甲の子会社との間で締結された契約を除く。

(2) 産業財産権以外の知的財産権に関する契約

本事業以外の事業においても必要となる、第三者との間で締結されたソフトウェアのライセンスインに関する契約。但し、当該契約上の地位等を乙に承継させることによって甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生しないものは除く。

(3) 合弁契約・株主間契約

承継対象権利義務に含まれない株式又は持分に関する合弁契約及び株主間契約その他これに類する契約

(4) M&A 取引に係る契約

M&A 取引に係る契約のうち、クロージングが既に完了しているもの

(5) アンブレラ契約

但し、当該契約上の地位等を乙に承継させることによって甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生しないものは除く。

(6) 関係官庁との和解契約

但し、当該契約上の地位等を乙に承継させることによって甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生しないものは除く。

(7) 本社・西門真地区に所在する土地に係る甲を賃借人とする賃貸借契約

## 5. 労働契約

- (1) 本事業に主として従事する従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤又は出向等の理由で休職中の者を含む。以下同じとする。）との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。
- (2) 本効力発生日において甲とパナソニックグループ労働組合連合会及びその傘下の労働組合が締結している労働協約のうち、甲とパナソニックグループ労働組合連合会及びその傘下の労働組合との間で乙に承継することを別途合意した労働協約

## 6. 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なものの一切

以上

# 事業報告

〔 2021年2月25日から  
2021年3月31日まで 〕

## 1. 会社の状況に関する重要な事項

当社は、親会社であるパナソニック株式会社が、2022年4月1日付で持株会社へ移行し、主たる事業については会社分割を行う予定であることに備え、当該吸収分割の準備会社として新設されました。

当事業年度においては、重要な事業活動を行っておりません。

以上

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位：千円

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,036	流動負債	116
現金及び預金	1,000	未払費用	110
未収入金	36	未払法人税等	6
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	116
		(純資産の部)	
		株主資本	920
		資本金	500
		資本剰余金	500
		資本準備金	500
		利益剰余金	△80
		その他利益剰余金	△80
		純資産合計	920
資産合計	1,036	負債純資産合計	1,036

# 損益計算書

( 2021年2月25日から  
2021年3月31日まで )

単位：千円

売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	100
営業利益	△100
経常利益	△100
税引前当期純利益	△100
法人税、住民税及び事業税	△20
法人税等調整額	—
当期純利益	△80

# 株主資本等変動計算書

〔 2021年2月25日から  
2021年3月31日まで 〕

単位：千円

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
期首残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額							
新株の発行	500	500	500			1,000	1,000
当期純利益				△80	△80	△80	△80
当期変動額合計	500	500	500	△80	△80	920	920
期末残高	500	500	500	△80	△80	920	920

# 個別注記表

( 2021年2月25日から  
2021年3月31日まで )

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

該当事項なし

### 2. 引当金の計上基準

該当事項なし

### 3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっています。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1株

## 3. その他の注記

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

## 計算書類附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

該当事項なし

2. 引当金の明細

該当事項なし

3. 販売費及び一般管理費の明細

単位：千円

科目	金額
雑費	100
計	100